

2019年3月12日

## 公契約条例に関する公開質問の結果

札幌市公契約条例の制定を求める会  
(代表) 弁護士 伊藤 誠一

(構成団体)

- ・反貧困ネット北海道
- ・特定非営利活動法人建設政策研究所
- ・日本労働弁護団北海道ブロック
- ・非正規労働者の権利実現全国会議・札幌集会実行委員会
- ・連合北海道札幌地区連合会
- ・全建総連 北海道建設労働組合連合会
- ・全建総連 札幌建設労働組合
- ・札幌地区労働組合総連合

札幌市公契約条例の制定を求める会では、きたる札幌市議選の予定候補者に対して、公契約条例に関する公開質問を行いました。

予定候補者の把握は困難であるため、無所属議員を含む札幌市議会各会派等（以下、会派等）の事務局を2月6日に訪問し、立候補を予定されている方々の人数分の質問状と、公契約条例に関する論文・資料を渡しました。お会いできなかった議員には、事務所前にこれらを置いてきました。回答の締め切りは2月末日に設定をしました。

### □質問状の配布部数

自由民主党31、民主市民連合22、公明党10、日本共産党12、改革2、市民ネットワーク北海道1、札幌党1、無所属1

### □質問状に添付した論文

- ・日弁連「公契約法・公契約条例の制定を！」リーフレット
- ・濱野恵「公契約条例の現状——制定状況、規定内容の概要（資料）」『レファレンス』2018年9月号所収
- ・上林陽治「公契約条例の現状と要件」『北海道自治研究』第594号（2018年7月号）所収
- ・札幌市公契約条例（再提出案）

□公開質問の内容

公契約条例を札幌市で制定することに賛成ですか、反対ですか。ご回答とその理由についてお答え下さい。

- ① 条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき。
- ② 条例制定に賛成であるが、賃金保障を含まない理念型の条例にとどめるべき。
- ③ 条例制定に反対である。
- ④ その他。

上のようにご回答された理由についてご自由にお書きください。

□回収状況とご回答（概要）

3つの会派・政党からの統一回答と、12人の議員予定候補者（いずれも共産党）からの回答がありました。

- 自由民主党 ③条例制定に反対である
- 公明党 ④その他
- 民主市民連合 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき
- 共産党（12人） ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

## □各議員・会派からのご回答（詳細、回収順）

### ○札幌市議会自由民主党議員会

#### ③条例制定に反対である

---

札幌市が行うべきことは、公契約条例の制定ではなく、地域経済や雇用を下支えしている地元企業の健全な経営を維持可能とさせる環境の整備であり、地域経済活性化のための具体的な施策を行うことであると考えます。

### ○札幌市議会公明党議員会

#### ④その他

---

札幌市が発注する契約において、適正な賃金を確保することは重要な課題であり、建設業については技能労働者の処遇改善や若手入職者の増加を図るためにも、技能労働者の適切な賃金水準を確保する必要があります。そのためには条例制定のみならず、入札制度の改善、労働条件確保への取組も重要です。また企業の適正な利益が確保され経済界全体が活性化されることも不可欠であり、関係業界の理解と協力がなければ条例の目的は達せられません。条例の制定は業界の不安や懸念を払拭し、幅広い市民合意の上で立って進めることが必要であると考えます。

#### ○太田秀子 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

---

自治体が発注、委託する工事や業務などで、最低賃金をわずかに上回る程度ということがおこっています。札幌市においても、官製ワーキングプアの解消が急がれます。公契約条例の制定で、人間らしい労働と生活ができる賃金保障を実現したいと思います。

#### ○佐々木明美 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

---

公契約条例が札幌市議会で1票差で否決された結果を知って以降、市民の暮らしの安全に直結する問題であると認識して、1日も早い制定を願ってきました。

日常的な生活相談で行政に相談すると、委託業者へと案内され、委託業者は「そこまでの責任は負えない」と責任が不明確な場合がよくあります。自治体が発注・委託する工事や業務は、責任を持って市民の公共サービスを守る立場からも、適正な委託費と人間らしく働く事のできる労働強環境として整備されるべきです。市民の暮らしの安全と公共サービスの質を確保する点でも、公契約条例の制定で人間らしく働く事のできる賃

金の保障を求めます。

#### ○田中啓介 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

---

国政によって、派遣労働や低賃金など働く人を使い捨てにし、貧困と格差が広がっています。

札幌市が発注、委託する工事や業務でも、最低賃金をわずかに上回る程度など、年収200万円未満の官製ワーキングプアの解消が急がれます。

公契約条例は ILO 条約の要請でもあり、札幌市が発注〔する工事〕などで働く人が人間らしい労働環境と生活できる賃金をルールとして保障するためのものだからです。

#### ○平岡大介 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

---

秋元市長は公約で、「安定した生活の基本となる質の高い雇用の創出に取り組む」としています。ならば、自治体が発注、委託する工事や業務においてもそのことを実践すべきであり、官製ワーキングプアを生み出すべきではありません。

#### ○吉岡ひろ子 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

---

建設業、教育、保育の現場で、低賃金、劣悪な条件のもとで働く（生活できない、将来に希望がもてない）官製ワーキングプアが広がっています。

政府が不安定雇用を広げる構造を作るもとの、「住民の福祉の増進」を使命とする地方自治体自らが住民の暮らしを守る役割を果たすべきです。尊厳ある労働、働きがいのある労働、尊重される労働を実現し、労働者の暮らし、公共サービスの質を向上させる為に、賃金保障型の公契約条例が必要です。

#### ○千葉尚子 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

---

官製ワーキングプアをなくし、人間らしい労働と生活ができる賃金を保障する公契約条例に賛成です。

札幌で育った若者が札幌で働きたいと思える札幌市をつくっていくために必要なことは、生活していけるだけの賃金です。人口減が進むことも問題となる中、行政ができることはしていかなければなりません。その一つが公契約条例だと思います。

#### ○小形香織 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

---

働いてもなお人間らしい生活を送ることができない低賃金労働の問題は深刻です。

そのような中で、自治体が「働く貧困をなくそう」との意思を表明し、その実践として作るのが公契約条例だと思います。

一定額以上の賃金を支払うことを規定し、その対象を下請け、二次下請け等まで設定し、適切に履行させる公契約を交すことは、事業の品質確保、地域経済の活性化などに

もつながるものと考えからです。

### ○小室正範 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

最近お話をした若者に「いまいちばん大変なことは何？」と尋ね、「国民健康保険の保険料が高いこと」と聞き、驚きました。誰でも知っているファストフードのお店でフルタイムで働きながら、「週 2、週 3」などと勤務日数、時間を「調整」され、会社の社会保険に入れてもらえないというのです。札幌市で働く若者の 3 分の 1 は不安定な非正規雇用で、ダブルワーク、トリプルワークを強いられ、高い「国保料」にも苦しんでいます。

雇用形態、賃金の両面から対策が必要ですが、保育所や児童館、公共施設、清掃、建設など、公共性の高い札幌市の関連業務に従事しながら「生活していけない」官製ワーキングプアをなくす施策は待ったなしです。適正な労働条件で良好、良質のサービスを提供することを目指す公契約条例は、札幌市の将来にとって必要な施策であると考えます。

### ○佐藤綾 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

2012 年に札幌市議会で公契約条例案が 1 票差で否決されたことはよく覚えております。低賃金で生活保護基準以下の生活をしている労働者がいること自体問題ですが、指定管理者を導入している施設で 7 割が非正規雇用であり、官製ワーキングプアをつくりだしている実態を直視して、市の事業のために働く人の生活を、最低生活費を下回るようなものではなく、憲法が保障する健康で文化的な生活とするよう尽力すべきです。

市民の生活相談を受ける折、市の委託事業の清掃パートなどで働く方のお話をお聞きすることもあります。民間より低賃金だと感じることもあります。

私は、公契約条例を札幌市で早く制定すべきだと考えております。

## ○札幌市議会民主市民連合議員会

### ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき

札幌市のまちづくりに貢献いただいている業界は、社会インフラの整備・維持や地域社会の安全安心を守る担い手として、地域にとって大きな役割を果たしており、今後も地域の多様なニーズや役割への対応が期待されています。

昨今の厳しい財政事情を背景に、行政として安ければよいという状況を改めることにより、地元企業の経営安定化やそこで働く方々の就労環境の改善を図り、関係業界の魅

力の向上や地域を支える地元企業の健全な発展につなげていくことが必要です。

公契約条例により、札幌市の事業を通じ、税金がそこで働く人々に行き渡り、消費に回ることで、地域経済の発展にも資するものと考えます。

また、条例に係る協議の場においては、関係業界と幅広く意見交換を行い、条例に対する懸念や不安を解消し、市民合意を得られる状況の下、条例を制定することで市民が安心して暮らし、働くことができる地域社会の実現及び市民の福祉の増進を図っていくことが必要と考えます。

### **○村上ひとし ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき**

---

例えば、建設業を中心に、若い労働者と、重機オペレーターなどの有資格者が首都圏に流出する傾向に歯止めがかからず、その結果、除排雪や災害時の対応にも深刻な影響が懸念されています。その主たる要因は、低賃金です。市内の労働者が生活できる賃金への底上げと、市民の暮らし・命を守る上での公共サービスの質の確保には、公契約条例の制定が必要であると考えます。

### **○池田由美 ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき**

---

札幌市が発注、委託する工事や業務において、事業者が賃金をどのように支払っているのか、十分に調査していない。下請けの企業については、ほとんど賃金の実態を調べていない実態があると感じています。公契約条例は、安心して働き、生活できる保障ともなり、重要であると考えます。

働く人の生活の安定は、消費の引き上げ、地域経済の活性化につながります。

十分に話し合い、理念型の条例からのスタートでもよいので、できるところから進めていくべきと考えます。

### **○長屋いずみ ①条例制定に賛成であり、賃金保障型の条例を制定すべき**

---

長年にわたる自公政権で、相次ぐ労働法制が改悪され派遣労働の解禁・拡大、外国人労働者の受け入れ拡大が進みます。

この中で全国的な低賃金構造がつくられ、自治体が発注、委託する契約に関しても価格競争が激化し、サービス低下や労働条件の悪化を招き、ワーキングプアを生み出しています。本市の公共施設の管理を代行している指定管理者では、67%の職員が非正規雇用になっています。非正規雇用や低賃金を無くすることが必要です。

公契約条例の制定に向けて取り組むべきだと思います。